

第4章

ラオスにおける国境経済圏開発事業

ケオラ・スックニラン

要約：

ラオスでは、国境経済圏の開発と位置づけられる事業が存在する。これらは、アジア開発銀行を中心とした大メコン圏経済協力関連事業と、ラオスと近隣諸国が中心になって進めるものと大別できる。本章では、ラオスで進行しているこれらの事業を、合意された事業計画、法的な枠組みから明らかにすることを目的とする。

キーワード：

国境、開発、ラオス、経済圏

はじめに

内陸国として知られているラオスは、多くの一般国民が国境と深く関わりながら生活している国である。例えば、第1行政レベルの16県と1首都のなかで、国境を接していない県・首都圏はない。このうち、8つの県と首都が、タイと国境を接し、10の県がベトナムと国境を接し、3つの県が中国と国境を接し、そしてミャンマーとカンボジアとは、それぞれ、2つの県が接している。第1行政レベル（県・首都）で見れば、100%の人口が国境に接している地域で生活している。さらに、133の第2行政レベルである郡のう

ち、半数以上の 70 の郡がひとつ以上の国と接している¹。このうち、2つ以上の国と接している郡は、5つもある。一方、人口の面からみると、5割以上の人口が、外国との国境に接する郡で生活している²。

ラオスは、最北端から最南端までの直線の距離が 1700km を越える一方、横の長さは、最も広いところでも約 500km、最も狭いところでは 140km に過ぎない。国境は、ラオス国内のほとんどすべての地点から、200km 以内にアクセスできるため、最も近い経済主要都市、または首都ビエンチャンへ行くよりも、国境を越えて、経済発展の水準が同等もしくはより進んだタイなどの地方都市へ行く方が近い場合が少なくない。

このような理由から、国境周辺の住民の国家間の正式な取り決めに基かないある程度自由な往来が、現在でもみられる。つまり、ラオス人の経済活動は、周辺諸国、とりわけ、言語・文化が近くかつ経済的に豊かなタイとの国境を越えて行われていることが多い。

したがって、経済圏（商圈）が国境をまたいでいることが多く、このことが国内での産業振興、経済開発を策定する当局を悩ます原因となる場合が少なくなかった。例えば、中部でセメント工場を建設しても、南部では高い輸送コストが加算されるため、価格の面でタイから輸入されるセメントに競争力をもつことができない。また、ラオスで百貨店や病院を建てても、そこへのアクセスは、例えば県内の住民にとっても、メコン川を渡って、タイへ行くより不便な場合が少なくない。

ところが、近年、国境を越えた経済活動を国内経済の成長に活かすための政策が、次々打ち出されている。オーストラリアの援助で、ラオスの首都とタイの地方都市を結ぶ 1994 年に開通したメコン第 1 友好橋をはじめ、多くの越境交通インフラが 1990 年代初めから建設された。これらの多くは、アジア開発銀行（ADB）のイニシアティブ、つまり国際機関を中心とした多国

¹ Global Administrative Areas（カリフォルニア大学バークレー校）が公開している shapefile で作成した場合。

² ラオス国家統計センターが作成した 2005 年の人口センサスのデータを上記の shapefile で作成した地図の該当郡に統合した場合。

間の協力事業の賜物^{たまもの}である。

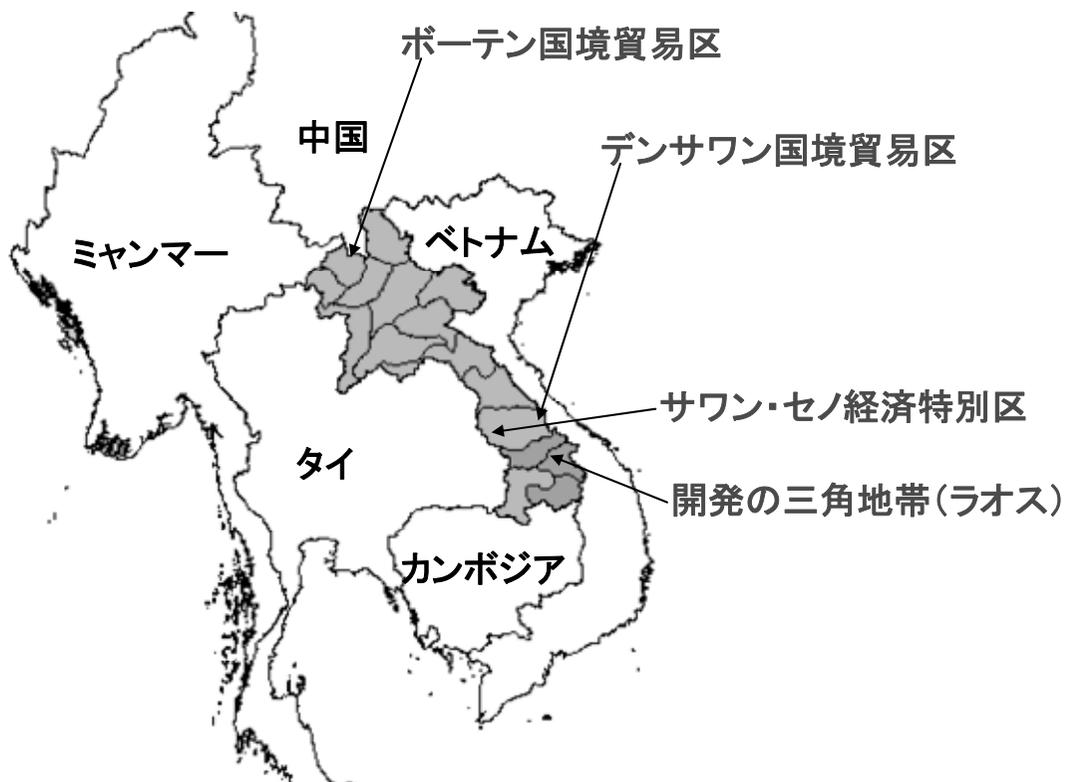


図 4-1 ラオスの国境経済圏開発事業

(出所) 筆者作成。

しかし、これとは別に、ラオスでは、2000年代はじめから、支援受け入れ国を中心とした二国間、またはより狭い範囲の多国間協力事業がみられ始めている。例えば、ベトナムや中国との国境での国境貿易区、または、タイとの国境での経済特別区の設置の根拠法を 2002 年に相次いで公布している。また、カンボジア、ベトナムとの発展の三角地帯のように、国境をまたぐ第 1 行政区全体を指定する事業もある。

本章では、これらの国境付近、または国境をまたがった開発事業を国境経済圏開発事業とし、そしてラオス政府がこれまでに、制定した国境経済圏開

発事業を、正式に合意された計画、根拠法の内容等を中心にみていくこととする。具体的には、第1節で発展の三角地帯、第2節でサワン・セノ経済特別区、第3節でデンサワン国境貿易区、そして第4節でポーテン国境貿易地区をみていくこととする。なお、2008年の時点において、開発資金不足などの理由から、具体的な開発の段階に入っていないか、異なった性格の開発が進んだため、廃止されたもの、またはサワン・セノ経済特別区のように、停滞する事態を打開するため、予定地・構想そのものの変更もしくは追加したもの、または数年経ても開発がほとんど進んでいないものもある。以下、合意された計画、根拠法を中心に、設置の地理的な場所、目的、主要内容および現状に限定し、可能な範囲でこれらの国境経済開発構想をみていくこととする。

第1節 発展の三角地帯

発展の三角地帯構想は、これまで、伝統的なドナー国・機関と受け入れ国との事業と異なり、受け入れ国同士であるカンボジア、ラオス、ベトナムが中心となる共同開発事業という特色をもつ。また、アジア開発銀行が中心となって整備が進められている東西経済回廊、または南北経済回廊の関連事業との位置づけができるサワン・セノ経済特別区、デンサワン国境貿易区、ポーテン国境貿易区と異なり、これまでその詳細が取り上げられることがあまりなかった。そこで、まず設置の経緯、体制や主な内容について、検証してみたい。

1. 発展の三角地帯構想の経緯と内容

発展の三角地帯構想は、1999年10月20日にラオスのビエンチャンで行われた第1回首脳会談で合意された構想である。しかし、2002年1月25から26日にかけて、ベトナムのホーチミン市で行われた第2回首脳会談まで、具体的な開発計画は示されなかった。第2回首脳会談では、マスター・プラ

ン作成の調整役として、ベトナムが選ばれた。2002年4月から5月にかけて、カンボジア、ラオス、ベトナム作業部会（Working Group）のメンバーが、発展の三角地帯を調査した。この調査の結果および各国の関係機関から得られたデータ・情報をもとに作成された骨子案が、各国の関係機関の発展の三角地帯に関する三作業部会の第2回会合（ラオス・首都ビエンチャン、2002年12月25から26日）、7州・県・省が参加した発展の三角地帯地方レベル会合（ベトナム・ザーライ省、2003年9月17から19日）、第3回首脳会議（カンボジア・シナムリアプ、2004年7月20から21日）における議論を経て、発展の三角地帯のマスター・プランへと発展した。

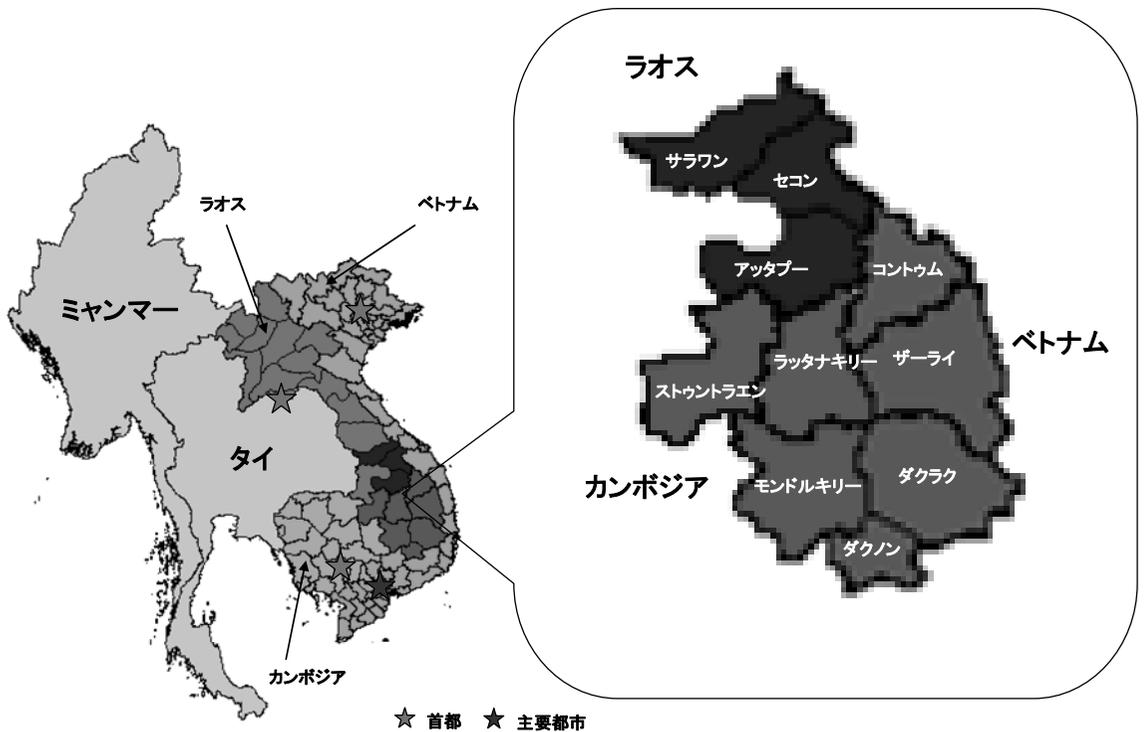


図4-2 カンボジア・ラオス・ベトナム発展の三角地帯
(出所) 筆者作成。

マスター・プランは、①序章、②発展の三角地帯の考え方およびアジアの他の発展の三角地帯の経験、③カンボジア・ラオス・ベトナムの発展の三角地帯の特徴および開発の現状、④社会経済開発の予測および3カ国の協力、⑤カンボジア・ラオス・ベトナムの各地方の協力の方針実施への対策、そして、⑥結びの6章構成となっている。マスター・プランには、主に現状分析、将来予測、対策および具体的な事業の提案から構成されている。

序章では、まず近年の国境障壁が低くなっていることと多くの国がもっている補完的な生産資源を活用するためにアジアで多くのサブ地域が構築されていることを指摘し、このカンボジア・ラオス・ベトナムの発展の三角地帯もこれらのひとつとしている。なお、ここでいう発展の三角地帯とは、カンボジアのモンドルキリー州、ラッタナキリー州、ストゥントラエン州、ラオスのアッタプー県、サラワン県、セコン県、ベトナムのダクラク省、ダクノン省、ザーライ省、コントゥム省のそれぞれの国の10の第1行政区である。

②の発展の三角地帯の考え方およびアジアの他の発展の三角地帯の経験では、主に発展の三角地帯の経済的、政治的、社会的の合理性が強調された。経済的合理性では、各国の周辺地域から構成される発展の三角地帯は、それぞれが単独で開発を進めるよりも高度な成長を達成できるとしている。政治的合理性では、発展の三角地帯は、地域・国家・地方での平和と安全をもたらすとしている。社会的合理性は、経済と政治の合理性と深く関係しているとし、発展の三角地帯により、地域住民の生活の向上が達成できるとしている。

他の地域の事例から、発展の三角地帯が成功するには、二国間および非公式なネットワーク、対等な協力、成長の「核」、地理的な近接性、民間部門の貢献、政府の貢献、経済特別区が必要、または検討されるべきであるとしている。カンボジア・ラオス・ベトナムの発展の三角地帯の場合、成長の核を担える香港、シンガポールのような地域が存在しないとも指摘されているが、実際に提案されている事業や予定されている財源をみると国際機関、日本、またはベトナムになっているほか、具体的な経済関連事業の多くが、カンボ

ジア対ベトナム、またラオス対ベトナムとなっているため、この発展の三角地帯構想は、実態としてベトナムが成長の「核」となっている。

③のカンボジア・ラオス・ベトナムの発展の三角地帯の特徴および開発の現状では、主に対象地域の社会・経済の概要が示された。対象地域としては、4省が参加しているベトナムが4万4710km²と一番広く、続いて3州のカンボジアが3万7636 km²、そして、同じく3県のラオスが、2万8675 km²となっている。しかし、人口規模では、カンボジア、ラオスの約24万と約48万人に対し、ベトナムはその10倍近い規模である3300万人にのぼる。そのため、人口密度が平方キロメートル当たり3人から10人のカンボジアに対し、ラオスでは、10人から30人、そして、ベトナムでは、35人から120人と大きな差が存在している。

表4-1 発展の三角地帯の概要

	人口(2002) 1000人	面積 km ²	人口密度 人/km ²
カンボジア	247.8	37,636	7
モンドルキリー州	45.5	14,682	3
ラッタナキリー州	110.5	11,052	10
ストウトラエン州	91.8	11,902	8
ラオス	482.1	28,675	17
アッタプー県	99.4	10,320	10
サラワン県	309.5	10,690	29
セコン県	73.2	7,665	10
ベトナム	3,328.1	44,710	74
ダクラク省	1,572.9	13,085	120
ダクノン省	365.9	6,515	56
ザーライ省	1,049.8	15,496	68
コントウム省	339.5	9,614	35

(出所) Socio-economic development master plan for Cambodia-Laos-Vietnam development triangle [2004].

主な特徴、または共通点のひとつとして、発展の三角地帯の対象地域は、

3国とも少数民族の多い地域で、農林水産業の就業者割合が高く、かつとりわけ所得が低い地域である。農林水産業、農産物加工業、貿易、治安の安定が、この地域の長所としてあげられているが、バラツキの大きい水資源の分布、長く続いた戦争と違法伐採、知的・熟練労働者の不足などの課題も存在する。

④の社会経済開発の予測および3国の協力では、グローバリゼーション、相互依存、貿易の自由化が世界全体で進むと予測し、また発展途上国への直接投資は、1990年代の40%が、現在は約20%に落ち込んでことをあげ、そのため外国直接投資は減少傾向にあるとしているが、世界規模の供給、生産、販売網は発展するとしている。

発展の三角地帯での開発と協力の目的を

- 1) 各国のインフラ整備事業の調整
- 2) 農業、林業、観光業の可能性の実現
- 3) 人材育成
- 4) 国境を越えたモノ・ヒト・カネの流れの促進

とし、これらを実現させるために、輸送網開発事業、郵便および通信開発事業、電力および送電線網開発事業、工業開発事業、現地産品を活用した農林水産および農産物加工開発事業、貿易・サービス開発事業、観光開発事業、人材開発および社会文化開発事業、エコ環境保全事業が提案されている。

(1) 輸送網開発事業

各国の経済の中心である首都および主要都市への道路を整備する。これは、国のペリフェリー（周辺）として位置づけられている10の州、県、省をそれぞれの国内のコア（核）に結ぶことをめざすものとしている。

①カンボジアのプノンペンにつなぐカンボジア国道7号線

- ② ラオスの首都ビエンチャンにつなぐラオス国道 13 号線
- ③ ベトナムのハノイとホーチミンにつなぐベトナム国道 1 A 号線
- ④ ラオスのアッタプー県からベトナムのズンクアット港
ラオスの国道 18B 号線→ベトナムの 40 号線→ベトナム国道 14 号線→ベトナム国道 24 号線→ベトナム国道 40A 号前(2006 年から 2010 年の予定)。
- ⑤ カンボジアのストゥントラエン州からベトナムのクイニョン港
カンボジア国道 78 号線→ベトナム国道 19 号線
- ⑥ ラオスのセコン県からベトナムのダナン港
ラオス国道 16B 号線→ベトナム国道 14B 号線→ベトナム国道 14 号線
- ⑦ ラオスのセコン県からベトナムのチャンマイ港
ラオスの国道 49A 号線→ベトナムの国道 49 号線
- ⑧ 発展の三角地帯内をつなぐ道路網
 - 1) ラオスの国道 16 号線
 - 2) ラオスの国道 16A 号線
 - 3) ラオスの国道 18A 号線
 - 4) ラオスの国道 1J 号線
 - 5) カンボジアの国道 78A 号線 78B 号線
 - 6) カンボジアの国道 76 号線
 - 7) ベトナムの国道 14 号線

(2) 郵便および通信開発事業

3つ国境で、郵便、電話などの通信網を整備することが柱となっている。

- ① 固定電話網整備事業
- ② 携帯電話網整備事業
- ③ 郵便網整備事業

(3) 電力および送電線網開発事業

次のように多くの水力発電事業が提案されているが、進行の度合いは、それぞれ大きな開きがあるほか、開発資金の確保の問題も考えられるため、潜在的に可能性のあるものが提案されているとみるべきである。

- ① セサン川での水力発電所建設の可能性の調査
- ② ナムコン水力発電所の建設
- ③ セカマン第3水力発電所の建設
- ④ セコン第5水力発電所の建設
- ⑤ セコン第4水力発電所の建設
- ⑥ ファイラムパンニャイ水力発電所の建設

そのほか、⑦XD'ray H'ling 第2、⑧Dak R'Tih、⑨エアस्प、⑩ブオンコプ、⑪ ツポンクロン、⑫スレポック第3(ダクラク)、⑬プレクロン、⑭コントゥム上流、⑮リーニン第2、⑯セサン第3、⑰セサン第3A、⑱セサン第4、⑲イアドラン第1、⑳H'chan など。

カンボジアのラッタナキリー州、ストゥントラエン州、ラオスのアッタプー県、セコン県、ベトナムのザーライ省、コントゥム省での中小型水力発電所を建設する。特に、カンボジアとラオス南部では電力供給能力が非常に限られているのに対し、今後需要が増大すると推測されているため、水力発電所を建設するか、隣国から電力を輸入せざるを得なくなるだろうとしている。また、3カ国をつなぐ送電線網を、カンボジアの国道78号線、ラオスの国道18号線、そして、ベトナムの国道40号線沿いで整備する。

(4) 工業開発事業

カンボジアでは、カシュー・ナッツ、ゴム加工業、機械、建材等の産業、ラオスでは、農林加工業、特にセコン県では、コーヒー関連製品、木材、カシュー・ナッツ加工、畜産、製粉業、製紙、機械、建材、そして、ベトナム

では、ボーキサイト産業、金、木材加工業、コーヒー関連製品、ゴム加工品等のように、各地域で可能な工業化の具体的な製品、分野が示されている。また、現地産品を活用した農林水産および農林水産加工開発事業としては、各国で可能、または必要とされる事業が次のように示されている。

- ① カンボジア、ラオスにおける耕地の拡張事業
- ② カンボジア、ラオスでの感概設備整備事業
- ③ 畜産事業
- ④ 農産品、家畜開発事業
- ⑤ 農林業技術者短期研修事業
- ⑥ 林業、森林保護事業
- ⑦ 少数民族地域に対する定住および農林業の総合開発事業

(5) 貿易・サービス開発事業

国境貿易区等の設置は、カンボジア・ベトナムおよびラオス・ベトナムという形で提案されている。また、カンボジアの輸出は、ミネラル・ウォーター、コーヒー製品（ラオス経由）、ゴム、胡椒、農産物（ベトナム経由）、輸入は、ベトナムからの建材、石油、食品、ラオスの輸出は、林産（木材、シヨウズク、蓮の実）、コーヒー、ベトナムは、市内地での商業地区の整備のように、各国が輸出可能な商品および輸出ルートまで示されている。

(6) 観光開発事業

- ① 発展の三角地帯の環境開発マスター・プランの作成事業
- ② 「3カ国1観光目的地」事業
- ③ 観光地開発

(7) 人材開発および社会文化開発事業

- ① 農林業・農林加工業技術労働者研修事業

- ② 教育・研修に関する政府資源拡張事業
- ③ 教育・研修基盤整備事業
- ④ 保健および地域保健開発事業
- ⑤ テレビ放送開発事業
- ⑥ 少数民族文化保全事業
- ⑦ エコ環境保全事業

この事業の目的は、発展の三角地帯の持続的な開発を可能にすることである。

2. 2010年までの優先事業

提案されている事業が、上述のように数が多いため、限られている財源で、2010年までの優先事業が、開発資金の当ても含め、以下のように決定されている。

(1) 道路

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	カンボジアの国道 78 号線改修	① バンルンーベトナム国境区間 (70Km) の建設	2005 年 – 2006 年	ラッタナキリー州とザライ県のクイニョン港をつなぐ。	カンボジア・ベトナムの二国間
		② ポンムアンーバンルン区間 (128Km) の調査、建設	2005 年以降	ストゥントラエン州とラッタナキリー州をつなぐ。	二国間、ADB/WB、または日本の支援
2	ラオスの国道 18 B 号線改修	アッタプー県からベトナム国境までの道路のアップグレード	2005 年まで	アッタプー県とコントゥム省をつなぐ(ラオスの国道 18 B 号線、ベトナムの国道 40 号線)	ラオス・ベトナムの二国間
3	ラオスの国道 18 号線のアップグ	アッタプー県からチャンパーサ	2010 年 – 2015 年	アッタプー県、チャンパーサ	日本または ADB による

	レード	ックのピアパイ 区間の建設		ック県および 国道 13 号線をつなぐ	ODA
4	カンボジアの国道 78A 号線の建設	バンルンからカンボジア・ラオス国境区間の建設	2006 年 — 2010 年	バンルン、カンボジア・ラオス国境とラオスの国道 1 J 号線をつなぐ	日本または ADB による ODA
5	ラオスの国道 1 J 号線の建設	ムアンマイからラオス・カンボジア区間の建設	2006 年 — 2010 年	ムアンマイ、ラオス・カンボジア国境およびカンボジアの国道 78A 号線をつなぐ	ADB または日本の ODA

(2) 空港

① カンボジアのラッタナキリー州の空港の建設

現在、州の中心部から北へ約 14km で、78A 号線沿いにあるカライか、北へ焼く 14km のオチョンが候補地とされている（2004）。

② ベトナムのプレーク空港の拡張

滑走路を 2400m（幅 36m）に拡張し、年間 5 万 5000 から 6 万人の旅客を受け入れ可能な空港にするとしている。

③ ベトナムの バンメトート空港の改修、拡張

(3) 水路輸送

① 2005 年から 2008 年まで、水流の調査および埠頭整備地の提案をすすめている。

② 2006 年から 2010 年まで、舢舨、タグボード、埠頭での積み上げ、積み下ろし設備の整備計画の作成に協力するとしている。

(4) 郵便および通信開発

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	発展の三角地帯内の地域を結ぶ郵便網の整備	郵便配達業務のため、特に、国境ゲートに郵便局を設置	2005年— 2010年	発展の三角地帯内の郵便配達	カンボジア・ベトナムおよびラオス・ベトナムの二国間
2	発展の三角地帯内の通信網の整備	国境ゲートを中心に、トランスミッションラインおよび交換機を設置	2005年— 2010年	地域を統合的に結び、そして、域外とつながる電話網の整備	カンボジア・ベトナムおよびラオス・ベトナムの二国間

(5) 電力および送電線網開発

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	スビル・オーバー・ダムおよび貯水ダム建設の調査	実地調査の実施、場所の特定	2005年— 2006年	発展の三角地帯の農業・生活用水の供給	カンボジア・ベトナムおよびラオス・ベトナムの二国間
2	セサンの調査		2006年— 2010年		カンボジア・ベトナムおよびラオス・ベトナムの二国間
3	ラオスからカンボジアのストゥントラエン州へのインターコネクト線 (115KV) のFS		2006年— 2010年		カンボジアとラオスが共同でインドに開発資金を依頼
4	ラオスでは、セカマン3水力発電所は建設される		2006年— 2010年		
5	ベトナムでは、合計1433MWのセサン第3、セサン第3A、セポ3、プレイクロン、アンケカナク、ブオンコプ、セサン第4、ツオンコントゥムが建設される		2006年— 2010年		
6	プレクリアン1、2、下流セサン第2を建設		2010年— 2020年		二国間、多国間、または、借り入れ
7	ラオスでセコン第4、セコン第5、ナムコン第1が建設される				二国間、多国間、または、借り入れ

8	ヤウンツォン、ダクス エンが開発される				二国間、多国 間、または、借 り入れ
9	中小型の水力発電所 の建設	発展の三角地 帯内の中小型 水力発電所の 建設可能性の 調査	2006 年— 2010 年	域内の電力不足 地域への供給	ODA およびベ トナム電力の 協力
10	3国をカバーする送電 線の建設	送電線および トランスミッ ション基地整 備の調査	2006 年— 2020 年	カンボジアの国 道 78 号線、ラオ スの国道 18 号 線、ベトナムの国 道 19 号線、40 号線沿いに 3 国 の送電基地を結 ぶ送電線網を整 備	ODA およびベ トナム電力の 協力

(6) 工業開発

2005 年以降、引き続き可能な事業の調査を実施するとしている。国境ゲー
ト経済区に立地する農産物加工企業は、カンボジア、ラオスの産品およびベ
トナムの技術、労働力を活用できるとし、また可能な場合資源関連産業を振
興すべきとしている。

(7) 農林業開発

ここでは、必要実施資金が、一部明記された 45 の具体的事業が選ばれて
いる。その中でも以下が、早い段階で実施するとしている。

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	特殊耕地設置の可 能性の調査	商品作物、フォー ドクロップ、果樹 のような耕地の設 置に必要な支援	2005 年 — 2006 年	カンボジアとラオ スの可能性のある 地域の特定	二国間および 地方レベルの 協力
2	原料と加工		2005 年 — 2010 年	原料が得られる、 または加工が可能 な地域	カンボジア・ ラオス・ベト ナムの企業、 地方間の協力
3	労働者に対する研 修、技術移転	技術移転のための 専門家、労働者の	2005 年 — 2006	カンボジア、ラオ スでの可能な地域	二国間および 地方レベルの

		派遣、研修	年		協力
4	マーケティング、販売での協力の強化		2005年—2006年		二国間および地方レベルの協力
5	農林加工業開発の協力強化		2005年—2006年	カンボジア、ラオスでの可能な地域	カンボジア・ラオス・ベトナムの企業、地方間の協力

(8) 貿易

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	貿易サービス網の設置に関するマスター・プランの作成	国境市場、国境ゲート経済区、ガソリンスタンド、商業センター等の開発事業の作成	2005年—2006年	発展の三角地帯特に国境または経済回廊沿いの地域	カンボジア・ラオス・ベトナムの3国間協力、地方間および民間の協力
2	国境ゲート経済区の設置	国道40号線（ベトナム）、国道18号線（ラオス）、国道19号線（カンボジア）、国道78号線（カンボジア）国道の経済特別区の設置	2005年—2010年	3国の商業省、コントゥム省、アッタプー省、ザーライ省、ラッタナキリー州および関係省庁	カンボジア・ベトナム、ラオス・ベトナムの二国間、3国間、地方間の協力

(9) 観光

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	発展の三角地帯の観光開発マスター・プランの作成	観光網、観光地、ルート、宿泊、リクリエーション設備等	2005年—2006年	歴史的、文化的、原生林、自然保護区等	カンボジア・ベトナム、ラオス・ベトナムの二国間、3国間、地方間の協力
2	トランス・ネイション・ツアのパイロット事業の実施	6州、県、省の観光地を結ぶトランス・ネイション・ツアのパイロット事業の実施	2005年—2010年	発展の三角地帯の州、県、省	カンボジア・ベトナム、ラオス・ベトナムの二国間、3国間、地方間の協力
3	コミュニティー・ベース観光のパイロット事業の実施	コミュニティー・ベース観光開発	2006年—2010年	発展の三角地帯の州、県、省	カンボジア・ベトナム、ラオス・ベトナムの二国間、3国間、地方間の協力

(10) 教育、研修

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	カンボジア、ラオスの4州・県での教育基盤整備支援	学校、ティーチング道具の提供	2005年—2010年	カンボジア、ラオスの4州・県での初頭の教育基盤整備への支援	二国間および地方官の協力
2	中部高原における研修能力、研修の質の向上	中部高原における学校での労働者の研修を含めた研修能力、研修の質の向上	2005年—2006年	カンボジア・ラオスの州・省に対する研修および中部高原での研修能力、研修の質の向上	ベトナムの支援
3	カンボジア・ラオスでの半寄宿学校の設置およびセコン県の寄宿学校のアップグレードの支援	一般教育および職業訓練を教える半寄宿学校の設置の支援	2005年—2006年	中期的には、カンボジア、ラオスの各州、県でひとつを設置する。将来的に、郡レベルに拡大する。既存のセコンの寄宿学校の能力は、改善される	カンボジア・ベトナム、ラオス・ベトナムの二国間の協力
4	カンボジア・ラオスの4つの州、県での職業訓練、教師訓練所の設置の支援	職業訓練所等の設置の支援	2005年—2010年	カンボジア、ラオスの若い若者に対する訓練	カンボジア・ベトナム、ラオス・ベトナムの二国間、地方間の協力

(11) 保健・医療

この分野では、カンボジア・ラオスと国境を接するベトナムの郡での医療センターの建設、大学での医学部の設置、安全な飲料水の確保、薬の原料の栽培等を含む18の事業が、優先事業に指定されている。

(12) エコ環境の保全

No	事業名	事業内容	期間	目的	協力形式
1	エコ環境の現状および保全の必要性の調査	エコ環境の現状および保全の必要性の調査、および具体的な事業の作成	2005年—2006年	発展の三角地帯、特に流域、水害発生地域の州、県、省	カンボジア・ラオス・ベトナムの3国および地方間協力
2	森林およびエコ環境の保全	森林保全の能力向上、定住の促進、啓蒙活動等	2005年—2010年	発展の三角地帯、特に流域、水害発生地域の州、県、省	カンボジア・ラオス・ベトナムの3国および地方間協力

3. すぐに実施する事業

上記の 2010 年までの優先事業以外に、8 件のすぐに実施する事業が、具体的に、明記されている。

- ① カンボジア・ベトナムの協力で建設する国道 78 号線（オヤダウ・バンルン 70km）の建設、およびバンルン・オポムアン区間のプリ・フィージビリティ・スタディの実施
- ② カンボジア・ラオス観光分野の人材育成、毎年各国 15 人の研修の実施
- ③ 国境市場、農産品の貿易、ガソリンステーションの設置等
- ④ 中小型水力発電所の建設、保持での協力、国道 15 線、18 号線 16 号線沿いの貧困の削減
- ⑤ 農業技術、高生産性種、市場情報の共有
- ⑥ 貧困削減でのマイクロ・ファイナンスの経験の共有
- ⑦ 初頭教育基盤の整備、カンボジア・ラオスの研修生がベトナムの研修施設で研修を受けるための奨学金の提供
- ⑧ 発展の三角地帯におけるカンボジア・ラオスの住民に対するベトナムでの医療サービスの提供

このように、発展の三角地帯も、多くの個別な事業からなっているが、アジア開発銀行主導の GMS 事業に比べ、教育や医療の分野での協力はより踏み込んだものと評価できる。例えば、国境周辺の学校や医療施設のような公共財の共同利用の促進がその一つである。また、これらの事業は、最終的には首脳会議で合意形成をする形式になっているため、第 2 から 4 節で取り上げられる経済特別区や国境貿易区に比べ、国家の注すに近いものになっている。そのため、現段階では、他の国境経済圏開発事業よりも、早く進む可能性が高いであろう。

第2節 サワン・セノ経済特別区

サワン・セノ経済特別区は、2002年1月21日付けのサワン・セノ経済特別区に関する首相令第2号、2003年9月29日付けサワン・セノ経済特別区に関する首相令第148号、2003年11月13日付けサワン・セノ経済特別区の管理規則および投資促進に関する首相令第177号が設立の根拠法となっている。2006年に完成した第2メコン友好橋の関連事業と位置づけられる。

サワン・セノ経済特別区に関する首相令第148号により、サワン・セノ経済特別区管理機構の設置、役割、義務、権限、予算等が規定される。サワン・セノ経済特別区の管理規則および投資促進に関する首相令第177号により、①一般規定（敷地、目的、規則、奨励、経済区、分野、投資家、投資形態、企業活動、営業登録、インフラ整備、投資家の保護、最低資本金）、②投資申請、土地借用、建設、事業の整理、投資家の権利・義務、③投資および土地借用の奨励措置、④輸出、輸入、再輸出、トランジット輸送、⑤ヒトの特別区内への出入り、⑥従業員および労働者、⑦金融、会計制度、⑧管理機構の組織、⑨保安、表彰、および紛争の解決、⑩違反に対する処置、⑪最終規定、から構成されている。

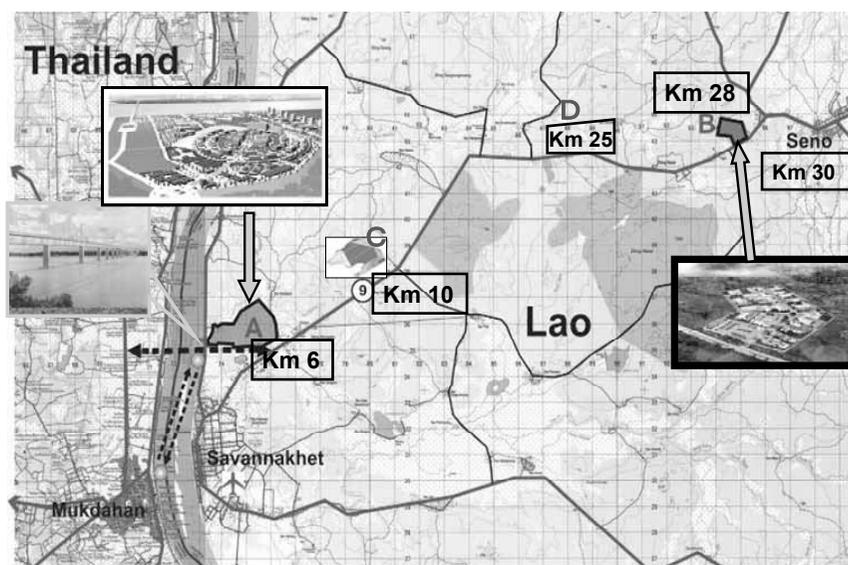
経済特別区設置の目的は、戦略的な地理的条件を活かした外国直接投資の誘致、製造業、輸出業、サービス業の振興、および工業化の芽を育てることとされている。特別区内で奨励される事業は、①輸出加工区（EPZ）、②自由貿易区（FTZ）、そして、③自由サービス・ロジスティックス区（FSLZ）となっている。

設置場所のひとつが、2006年12月に開通した第2メコン友好橋のすぐ横からも明らかのように、橋の完成を見込んだ計画といえる。当初の予定は、第2メコン友好橋に隣接する305haのサイトAおよび国道13号線と9号線が交わる区間の周辺である20haサイトBからなっている。現在では、図4-3のように、サイトAとBの間に、新たにサイトCとDが追加された。

これらの経済特別区のサイトが国境に隣接するものの、現時点では、外国

人の場合、ラオスの入国手続きを経なければアクセスができない。この点で、これらの経済特別区は、外国人が出入国の手続きをせずに入れるカンボジアとタイの間で設置される特別区とは異なる。

図4-3 サワン・セノ経済特別区



(出所) 首相府、サワン・セノ経済特別区資料、鈴木[2007]。

外国人労働者の登用は、原則、経営者、アドバイザー、技術者などラオス人で職務を遂行できない職種で認められるが、全体の職員の30%を越えないとの条件が設定されている。これらの外国人労働者の登用は、経済特別区管理機構の承認で可能になり、労働福祉省の許可を必要としない。

特別区内へのモノの出入りに関しては、経済特別区から輸出される商品のすべての輸出税（特別手数料を含む）が免除される。生産に必要な設備、原料、半製品、完成品の輸入税は免除される。特別区内に輸入された、ないしは特別区内で製造された製品は、通常の輸入手続きを経なければ、特別区外のラオス国内で販売することはできない。

経済特別区内では、キープを主要通貨とするが、他の通貨の使用および市場で決定される為替レートの適用が認められる。特別区内で得られた外貨収入は、特別区内、またはラオス国内の銀行に振り込まなければならないこととなっている。

サワン・セノ経済特別区は、当初政府が資金を借り入れ、開発を進める予定であったが、現在は特別区管理機構と契約を締結した民間企業が開発、運営する方式に変わっている。サイト C にロジテム・ラオス（日本ロジテムの子会社）が 2007 年 9 月に進出し、倉庫を建設したほか、いくつかの外国企業が開発の願書を交わしているが、2008 年 2 月の時点でも、本格的な開発が確認されていない。

第 3 節 デンサワン国境貿易区

デンサワン国境貿易区は、2002 年 3 月 25 日付けのデンサワン村国境貿易区に関する首相令第 25 号が設立の根拠法となっている。デンサワン村国境貿易区に関する首相令 25 号は、①一般規定（目的、国境貿易区、国境貿易区の範囲、区内活動の原則、許可される事業、活動、投資家、投資形態、インフラ整備、投資家の権利の保護、投資期間）、②投資申請および投資家の権利と義務、③国境貿易区の優遇処置、④輸出、輸入、再輸出、トランジット輸送、⑤ヒトの貿易区への出入り、⑥金融、会計制度、⑦国境貿易区の組織および運営、⑧紛争解決および違反者に対する処置、⑨最終規定から構成されている。

デンサワン国境貿易区の設置の目的は、投資、商品の製造、輸出、輸入、再輸出、越境通過輸送、そしてサービスを通して、雇用を創出し、国家の経済・社会開発に貢献するとされている。区の敷地は、国道 9 号線沿いのドンハー村（ベトナム国道 1 号線と 9 号線の交わるドンバーとは異なる）からベトナム国境までの 14Km（その後 19km に変更された）、セポン川右岸および 9 号線の両側のそれぞれ 1 km とし、セポン郡の 13 村が対象となる。また、

デンサワン国境貿易区は、ベトナムのクアンチ省が設置するラオバオ経済商業特別区と合わせ、設置されている。

ヒトに関しては、まずデンサワン国境貿易区の投資家、従業員は国籍と関係なく、旅券または、通行許可証による入出区が可能である。次に、ラオスのサワンナケート県に隣接するベトナムの省のベトナム国籍の住人は、国境通行証により、国境貿易区に入り、そして、7日以内の滞在ができ、また通常の入国手続きにより、国境貿易区からさらにラオス側に入ることも可能である。

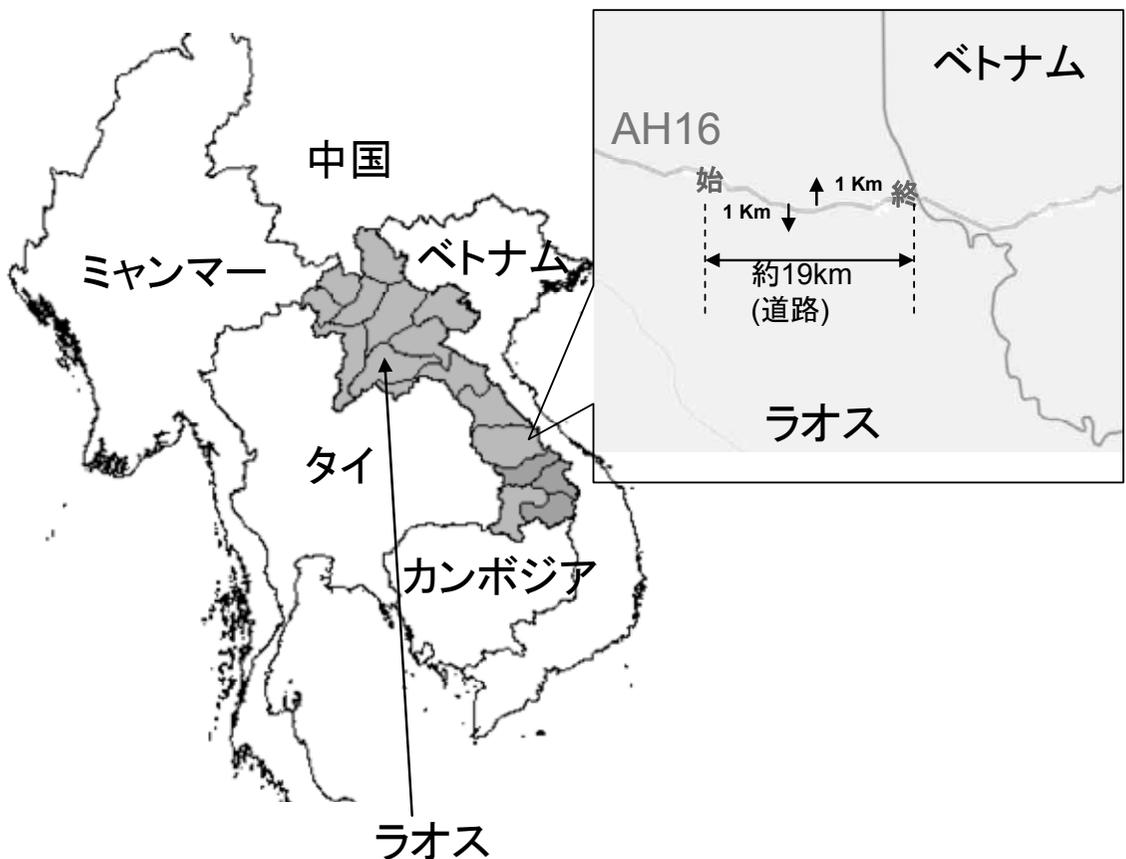


図4-4 デンサワン国境貿易区

(出所) 筆者作成。

一部例外を除き、国境貿易区内に輸入され、または輸出される品物の輸入、輸出税は免除される。国境貿易区からラオス国内に輸入される品物には、通

常より 10%減免された輸入税率が適用される。当該商品の国内付加価値が 20%以上の場合、国内付加価値率分の減免された輸入税率が適用される。また、特別な処置として、ラオスで禁止される品目でも、ベトナムまたは他の国で禁止されていない品目については、商業大臣の許可に基づき、区内に輸入、加工、または通過輸送されることができる。

デンサワン国境貿易区内の投資家は、国境貿易区内もしくはラオス国内の銀行でキープおよび外貨建ての銀行口座を開く必要がある。国境貿易区内では、ラオス・キープ以外に、ベトナムのドンやその他の外国通貨の使用が認められる。国境貿易区内で得られた外貨の収入は、ラオスの銀行で開いた外貨預金に振り込まれた後、ラオスの外貨関連法に基づき、国外への送金が認められる。

国境貿易区内では、取引税が免除される。法人所得税は、最初の 4 年間で免除され、そして、その後減免期間中は、通常の法人所得税率の 50%となる。減免期間は、個別またはそれぞれの期間の特別な状況に応じて、決定される。このほか、土地賃貸料は、5 年間免除される。また、最初の 6 年間では、インフラ整備資金として、輸出入税を除き、政府は毎年国境貿易区内で得られた歳入の 50%を下回らない金額を提供しなければならない。

2006 年 8 月、ベトナムのラオバオ経済商業特別区側で工場の建物が確認できたが、2008 年 2 月の時点でも、デンサワン国境貿易区の本格的な工事が始まった情報はない。当局からの情報によると 2 社の投資認可が決まったが、ラオス側では電力供給がまだ始まっていないため、具体的な進展がない。

ベトナム側で設置されているラオバオ経済商業特別区（ラオバオ ECA）との決定的な違いは、開発資金確保の体制である。ベトナム側の開発根拠法では、クアンチの人民委員会が、国有企業であるインフラ整備会社を設立すると明記されている³。また、2005 年のラオバオ経済商業特別区規則に関する

³ 11/10/2004 - Regulation on Lao Bao Commercial and Economic Developing Encouragement Area の第 37 条。

首相決定⁴の第7条では、ラオバオ ECA の開発資金は、主に、国家予算、国家開発投資クレジット、国内外資本、事業債を財源とした上、ODA 事業申請リストに組み込むことを明記している。これに対し、上述のように、ラオス側では、まだ実現されていない国境貿易区で得られる収入の一部を開発資金の財源に指定している。当初の設置の根拠法がラオスとベトナムで類似した構成になっているにも関わらず、開発財源の規定が大きくことなっている。これにより、特に開発財源において、両政府の国境経済圏開発への取り組み体制の違いが浮き彫りになっている。

人口規模が大きく違うベトナムでも、国境周辺の開発は、政府が主導的な役割を果たしているため、人口がはるかに希薄なラオスの国境周辺の開発が民間主導で実施可能かどうか、ここでの論点になる。また、これ自体が今後のラオスの経済回廊沿い国境経済圏開発の大きな鍵になると言っても過言ではなかろう。

第4節 ルアンナムター県ボーテン国境貿易区

ルアンナムター県ボーテン国境貿易区は、2002年2月11日付けの首相令第162号が設立の根拠法となっている。①一般規定（目的、国境貿易区、国境貿易区の範囲、区内活動の原則、許可される事業、活動、投資家、投資形態、インフラ整備、投資家の権利の保護、投資期間）、②投資申請および投資家の権利と義務、③国境貿易区の優遇処置、④輸出、輸入、再輸出、トランジット輸送、⑤ヒトの国境貿易区への出入り、⑥金融、会計制度、⑦国境貿易区の組織および運営、⑧紛争解決および違反者に対する処置、⑨最終規定から、成っており、デンサワン国境貿易区とほぼ同じ構成となっている。

ボーテン国境貿易区設置の目的は、投資、商品の製造、輸出、輸入、再輸出、越境通過輸送、そしてサービスを通して、雇用を創出し、国家の経済・

⁴ 12/23/2005 - DECISION OF THE PRIME MINISTER On Promulgation of Regulation on Lao Bao Special Economic - Commercial Area, Quang Tri province.

社会開発に貢献するとされている。

ボーテン国境貿易区は、ラオス・中国間のボーテン国境からナートウイ交差点まで、国道1号線の両側2キロメートルを①商業・サービス業地区、②工業・製造業地区、そして、③管理地区に区画する。詳細な区画については、国境から5キロメートル地点までが商業・サービス業地区、5キロメートル地点から15キロメートル地点までが工業・製造業地区は、そして、15キロメートル地点からナートウイ交差点までが管理地区となっている。

ヒトに関しては、まず、ボーテン国境貿易区の投資家、従業員は国籍と関係なく、旅券または、許可証による入出区が可能である。次に、ラオスのルアンナムター県に隣接する中国の省の中国国籍の住人は、国境通行証により、ボーテン国境貿易区に入り、7日以内の滞在ができ、また通常の入国手続きにより、ボーテン国境貿易区からさらにラオス側に入ることも可能である。中国国籍、かつボーテン国境貿易区の投資家、労働者以外は、パスポートによる15日以内の滞在が可能であるほか、ルアンナムター県公安当局の許可による数次の出入りが認められる制度もある。

一部例外を除き、貿易区内に輸入され、または輸出される品物の輸入、輸出税は免除される。国境貿易区からラオス国内に輸入される品物には、通常より10%減免された輸入税率が適用される。当該商品の国内付加価値が20%以上の場合、国内付加価値率分の減免された輸入税率が適用される。また、特別な処置として、ラオスで禁止される品目でも、中国またはほかの国で禁止されていない品目については、当局の許可に基づき、区内に輸入、加工、または通過輸送されることができる。

ボーテン国境貿易区内の投資家は、貿易区内もしくはラオス国内の銀行でキープおよび外貨建ての銀行口座を開く必要がある。貿易区内では、ラオス・キープ以外に、中国元やその他の外国通貨の使用が認められる。区内で得られた外貨の収入は、ラオスの銀行で開いた外貨預金に振り込まれた後、ラオスの外貨関連法に基づき、国外への送金が認められる。

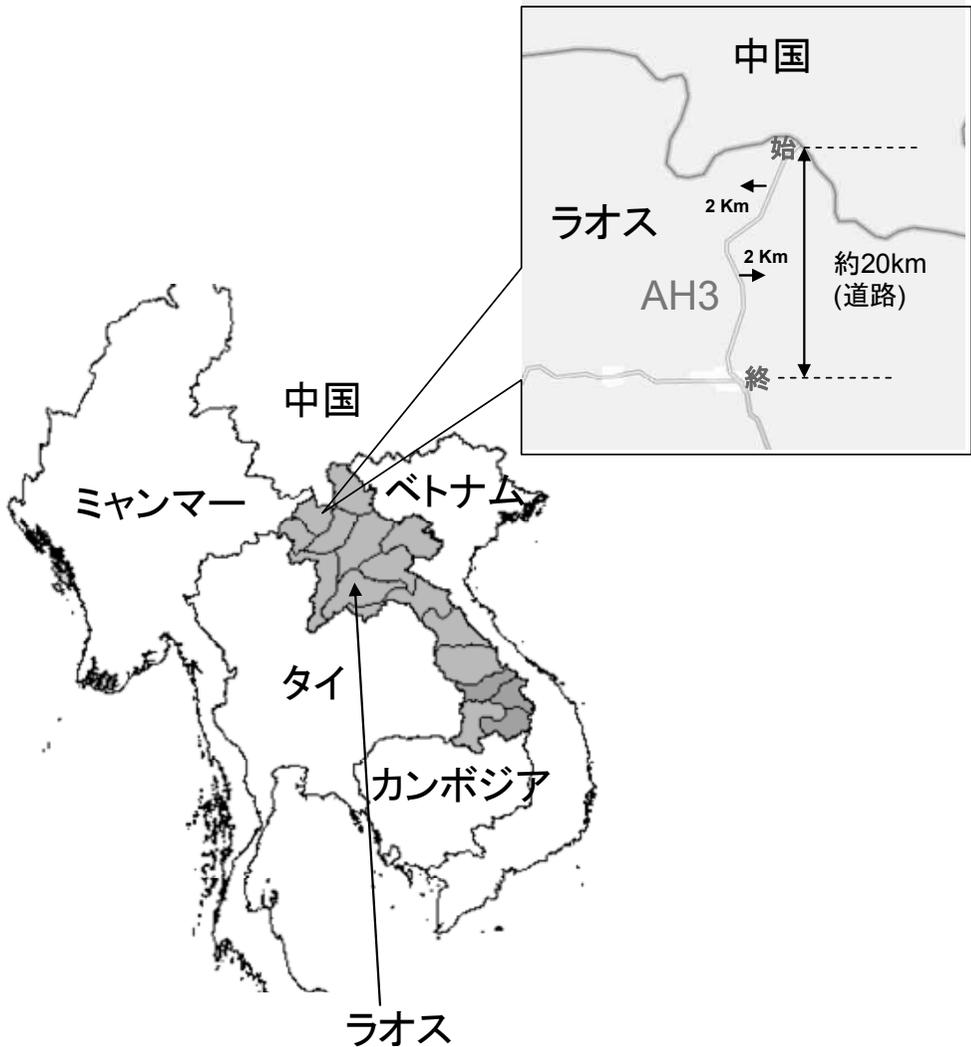


図4-5 ボーテン国境貿易区

(出所) 筆者作成。

貿易区内では、取引高税が免除される。利潤税は、最初の4年間で免除され、そしてその後減免期間中は、通常の利潤税率の50%となる。減免期間は、個別またはそれぞれの期間の特別な状況に応じて、決定される。その他、土地賃貸料は、7年間（デンサワン国境貿易区より1年長い）免除される。また、最初の6年間では、インフラ整備資金として、政府は、輸出入税を除き、

毎年貿易区内で得られた歳入の 50%を下回らない額を提供しなければならない。

おわりに

ラオスにとって大きな意味をもつ国境は、これまで、一国単位での経済発展の障壁となっていたことは明らかである。これに対し、外国直接投資の受け入れ、ASEAN への加盟、ランド・リンク構想や上述の国境経済圏開発事業は、逆に国境を経済発展に有効活用しようとする当局の意思の表れと解釈できる。本章では、国境経済圏開発事業として、発展の三角地帯、デンサワン国境貿易区、ポーテン国境貿易区を取り上げたが、開発事業としての包括的な根拠法の制定されないものも含めると、ラオスには国境経済圏として機能している地域が、ほかにも数多く存在する。1994 年に完成した第 1 メコン友好橋と入出国関連の法の改定だけで経済的に大きく変貌した首都ビエンチャンが、その典型的な例であり、かつ現に最も進行・成功している例でもある。

本章で取り上げた国境経済開発関連事業からいくつかの傾向が明らかとなった。まず、第 1 に、発展の三角地帯のように、現地発多国間国境経済圏開発事業の流れが生まれつつあることがあげられる。開発に必要な資金の大部分を、国際機関・先進国に期待している点では、アジア開発銀行主導の GMS 事業に類似するが、援助受け入れ国間で事前に調整することは、新しい流れと捉えられる。ドナー会議のように、援助国間で援助の調整がよくみられるものの、発展の三角地帯や ACMECS のように、受け入れ国が多国間で発案された構想に後から先進国が資金・技術面から参加する開発援助の体制は、これまでほとんどみられない流れである。

第 2 に、インフラ開発資金源から国境経済圏開発事業・構想を分類する場合、ラオスでは、公的と民間に大別できるが、現時点では、インフラ整備段階での民間資本による開発が成功する事例はみられない。事実、ベトナムの

資金で開発が進んでいる発展の三角地帯事業に比べ、サワン・セノ経済特別区やデンサワンまたはボーテン国境貿易区もインフラ整備に公的な資金が確保できないため、事業そのものが前に進まないか当初意図されたものとは違う方向に進んできた。人口がきわめて希薄なラオスの国境地域での開発をインフラ整備も含め、リスクをとれる民間企業がないことが背景にあると考えられる。財源がきわめて少ないラオス政府にとって、多額な開発資金を投入することは不可能であるが、開発資金の明確な計画がない国境経済圏開発事業も、前に進まないことが、これまでのケースで明らかである。首都ビエンチャンでみられるような援助を含めた公的資金によるインフラ整備と民間投資が、当分もっとも可能性の高いものであろう。

第3に、本章で取り上げた国境経済圏開発事業も、また成功した国境経済圏と捉えられる首都ビエンチャンも、地域の経済回廊沿いにあることが、これらの事業の特徴のひとつである。経済回廊の有効活用が主要目的のひとつであることは、明らかである。しかし、様々な制約から、これらの経済回廊の多くが必ずしも人口の多い、または人口密度の高い地域を通過していない。このことが、特にラオスの場合に、回廊沿いの開発を難しくしているといわれている。これに対する簡単な答えはないが、人口が少ないラオスでは、工業開発が予定される地域での人口の定住、集約が真剣に議論されなければならない時期になってきているともいえる。

参考文献

<日本語>

石田正美・工藤年博編 [2007]『大メコン圏経済協力—実現する3つの経済回廊—』情勢分析レポート No.4、アジア経済研究所。

鈴木基義 [2005]“第1回 SEZ 会議” 首都ビエンチャン・ラオス。

<ラオス語>

ラオス政府[2003]“サワン・セノ経済特別区に関する首相令2号” *経済及び金融・財政分野の法令*、pp 297-299。

----- [2002]“デンサワン村国境貿易区に関する首相令25号”。

----- [2003]“デンサワン村国境貿易区に関する首相令25号の一部改定に関する首相令155A号”。

----- [2003]“ルアンナムター県ボーテン国境貿易区に関する首相令162号” *経済及び金融・財政分野の法令*、pp 445-463。

<英語>

Savan-Seno Special Economic Zone Authority [2004]“Compilation of Decrees of the Prime Minister Concerning the Savan-Seno Special Economic Zone,”

----- [2004]“Savan-Seno Special Economic Zone,”

The Government of Cambodia, Laos and Vietnam [2004]“Socio-economic Development Master Plan for Cambodia – Laos –Vietnam Development Triangle,” Hanoi, November 2004.

Khontaphan, Sirivanh, Sathanbandith Insisiangmay and Vanthana Nolintha [2006]“Impact of Border Trade in Local Livelihoods: Lao-Chinese Border Trade in Luang Namtha & Oudomxay Provinces,” *Technical Background Paper for the Third National Human*

Development Report Lao PDR 2006, Vientiane 2006.

http://www.nsc.gov.la/Products/NHDR%202006/Technical%20Background%20Papers%20in%20English/CBT_NHDR.pdf

<ウェブサイト>

メコン・ウォッチ

<http://www.mekongwatch.org/>

Australian Mekong Resource Centre

<http://www.mekong.es.usyd.edu.au/>

Triangle Development, Ministry of Foreign Affairs and International
Cooperation, Kingdom of Cambodia

<http://www.mfaic.gov.kh/region.php?category=6&subcategory=>

Geonames

<http://www.geonames.org/>

Global Administrative Area

<http://biogeo.berkeley.edu/gadm/>

Google Map

<http://maps.google.co.jp/>

Lao Bao Special Economic - Commercial Area

<http://www.laobaotrade.gov.vn/>

Mekong Institute

<http://www.mekonginstitute.org/html/index.php>